

○町立隣保館設置条例

（昭和47年3月11日）
条例 第11号

改正 昭和48年3月10日条例第5号
昭和54年6月26日条例第17号
平成13年3月8日条例第8号

（目的）

第1条 住民の生活指導、社会福祉および保健衛生に関する事業等を積極的かつ総合的に行ない、もつて地域住民の物心両面にわたる生活の改善および向上をはかるために隣保館を設置する。

（名称および位置）

第2条 前条の規定により設置する隣保館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	愛知川町立川久保保愛館
位 置	愛知川町大字川久保平田164番地の1
名 称	愛知川町立山川原会館
位 置	愛知川町大字山川原天条126番地の1

（事業）

第3条 保愛館および山川原会館は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 生活相談および生活改善指導
- (2) 保健衛生および社会福祉事業
- (3) 補修教育および図書閲覧事業
- (4) 健全娯楽および教養文化に関する事業
- (5) 職業訓練および授産事業
- (6) 社会調査その他必要な事項

（経営および経費）

第4条 保愛館および山川原会館は愛知川町が経営し、その経費は町費、補助金、寄附金、その他収入をもつてこれに充てる。

（運営審議会）

第5条 隣保館の円滑な運営をはかるため、隣保館運営審議会を置く。

2 隣保館運営審議会に関し、必要な事項は、規則で定める。

（職員）

D 「愛知川町九三二」 一二二八八

第6条 この保愛館および山川原会館に次の職員を置き、町長が任命する。

館長	1名
指導職員及び事務職員	若干名

2 館長以外の職員の任命に関しては、館長の意見を聞かなければならない。
3 職員の給料及び旅費の支給方法は、町職員の例による。

（職務）

第7条 館長は、町長の命を受け、この館を管理し、部下職員を掌理する。館長以外の職員は、館長の命を受け、各種事業を企画実施し、事務に従事する。

（使用）

第8条 館長は、事業に支障のない限り保愛館および山川原会館の目的に類似するものに建物設備その他の物件を使用させることができる。

（使用許可）

第9条 保愛館および山川原会館を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、使用許可をしないものとする。

- (1) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。
- (2) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（使用料）

第10条 保愛館および山川原会館の使用については、別に定める使用料を徴収する。ただし、館長に於て減免の必要があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第11条 使用に際し、故意または不注意により建物設備その他物件に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

（町長への委任）

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 町立隣保館設置条例（昭和39年6月25日条例第27号）は廃止する。

附 則（昭和48年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年5月9日より適用する。

付 則（平成13年条例第8号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。